

## 2026 年度地域スポーツ活性化事業 法務・財務・経営相談支援事業 実施要項

### 1 要 旨

愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会員クラブに対し、運営に係る法務・財務・経営上の課題解決のため、弁護士や税理士等に相談する際の費用を補助する。

### 2 対象クラブ

愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会員クラブ

### 3 実施期間

2026 年 5 月 7 日（木）から 2027 年 3 月 5 日（金）まで

### 4 対象経費

専門家への相談費用（謝金）、旅費

### 5 助成金額

上限 1 クラブ 100,000 円

### 6 実施クラブ数

上限 10 クラブ

### 7 専門家への相談について

各専門家については申請クラブにて選考し決定すること。ただし、申請クラブにて選考が困難な場合は愛知県スポーツ協会への相談も可能。

### 8 事業申請書について

事業の助成申請については、交付申請書（様式 1-1）、収支予算書（様式 2）により 2026 年 5 月 22 日（金）までにデータにて提出すること。ただし、申請数が上限に満たない場合は、提出期限後も申請を受け付けることとする。

### 9 事業の決定について

申請があった日より 1 カ月以内に愛知県スポーツ協会より決定通知（様式 1-2）を発出する。

### 10 事業報告書について

事業の実施報告書は、事業報告書（様式 3）、収支決算書（様式 4）、支出に関する証拠書類の写しを、事業の完了の日から起算して 1 か月以内、又は 2027 年 3 月 5 日（金）のいずれか早い期日までに提出する。

11 助成金の支払いについて

愛知県スポーツ協会は実施クラブからの請求に基づき、事業報告書の提出日から起算して1か月以内、又は2027年3月26日（金）のいずれか早い期日までに指定口座に振り込む。

12 事業の中止について

本事業を中止しようとする場合は、中止承認申請書（様式5）を愛知県スポーツ協会理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

13 提出先

公益財団法人愛知県スポーツ協会

〒460-0007 名古屋市中区新栄1-49-10 愛知県教育会館内

E-mail : yamada@aichi-sports.or.jp